

芽室町子どもの権利条例



芽室町では、すべての子どもが健やかに育つために、すべての子どもの権利を保障し、すべての子どもが幸福に暮らせることを願って、平成18年4月に条例（きまり）をつくりました。

「子どもの権利」って何？



芽室町の子どもの権利条例では、
つぎの4つにしているよ。

①生きる権利

命を大切にされ、いじめや暴力を受けないようにされます。

たとえば…

- 食事ができます。
- 家に住むことができます。
- 育ててもらえます。
- 世話をしてもらえます。
- ケガや病気の治療を受けられます。
- 親から暴力などを受けないで生活できます。



②育つ権利

自分らしく学んだり、遊んだりすることができます。

たとえば…

- 学校に行くことができます。
- 夢を持つことができます。
- 遊び、スポーツなどが楽しめます。
- 意見や行動が理由もなしにじゃまされません。
- 自分の将来についてアドバイスをもらうことができます。



③守られる権利

自分を守ることができ、危ないことから守られます。

たとえば…

- 命の危険から守られます。
- いじめから守られます。
- 自分の秘密が守られます。
- 理由もないのに差別を受けません。



④参加する権利

自分から住んでいる地域や社会に参加できます。

たとえば…

- 自分の意見が大切にされます。
- 自分の思っていることを言う機会がつけられます。
- 友達といっしょに集まっているいろいろな活動ができます。



みんなで行うことや心がけることは何？



芽室町の子どもの権利条例では家庭、学校、地域、会社、町で行うことや心がけることを決めているよ。

- 家庭** 一番の責任を持って、子どもを守り育てます。
- 学校** 子どもの将来のために、子どもの成長に合わせたいろいろな手助けをします。
- 地域** 子どもが安心して集まり、地域の子ともと大人が交流できるように活動を進めます。
- 会社** 従業員が子どもと一緒に過ごす時間がもてるようにします。
- 町** 子どもの権利が保障されるよう多くのことに取り組みます。



子どもの権利が守られなかったらどうするの？



芽室町では虐待（暴力や食事を与えられないなど）やいじめを受けた子どもがいたら、その子どもを守るために話し合いをして、その子どもが助けられるようにします。

もしもあなたが虐待やいじめをうけている人を見たり、聞いたりした時は、次の相談先に電話をして下さい。

虐待は

- ・芽室町子育て支援課 TEL 6 2 - 9 7 3 3
- ・帯広児童相談所 TEL 2 2 - 5 1 0 0

いじめは

- ・各学校等
- ・スクールライフアドバイザー TEL 6 2 - 9 7 2 9

最後に 大切なこと



子どもの権利条例は、みんなが生まれながらにして持っている「権利（物事を自分の意志で行うことができること）」を明らかにしたものです。

みんなにはいろいろな権利があるけれど、自分だけではなく、自分の周りの人も同じ権利を持っています。だから「相手の権利を大切にす気持ち」や「相手を思いやる心」が大切です。

「権利」があるからといって、ルールを守らなかったり、相手を思いやらないで、自分のやりたいことだけをする事は、ゆるされることではありません。

「権利」があるということは、自分が守らなければならないことや自分がやらなくてはならないこともあることを忘れないで下さい。

守られていない権利を取り戻すために、調査をしたり、周りの大人たちに話をしてもらいたいときは、次の相談先に電話をしてください。

芽室町子どもの権利委員会 0155-62-9733
(事務局の子育て支援課につながります)

問い合わせ先

芽室町役場子育て支援課
TEL0155-62-9733